

「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）

サプライチェーン全体で環境負荷低減に積極的に取り組みます。具体的には環境に配慮した商品の調達を推進し、省エネルギー化や廃棄物削減に協力しますまた、再生可能エネルギーの導入や、環境に優しい物流の推進など、持続可能な社会の実現に貢献する取り組みを取引先と連携して進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者の皆様と少なくとも年に1回以上の協議を定期的に実施するとともに、下請事業者の皆様の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰など、予期せぬ外部要因によるコスト増加があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、誠実な協議を行います。なお、取引対価の決定を含め、契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を徹底します。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ防止

取引先が働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行いません。災害時等においては、取引先に一方的な負担を押し付けないよう配慮し、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続に努めます。

3. その他（任意記載）

当組合が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

2025年8月1日

みやぎ生活協同組合

企業名

代表理事 専務理事 尾川輝敏

役職・氏名（代表権を有する）